

兵庫 庫医 協会
保 險 協 会

加古川
高砂

支部ニュース

No. 229

2014年4月15日

発行

兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通一丁目三三

神戸フコク生命海岸通ビル五階

電話〇七八(三九三)一八〇一

抜本的な診療報酬の引き上げを！

診療報酬改定研究会 (加古川会場) を開催

加古川・高砂支部では、3月29日、加古川勤労会館で、2014年度診療報酬改定研究会を開催。医科会場83人、歯科会場47人が参加。会場では、TPP、患者負担軽減の署名を呼び掛け、73筆の協力を得た。

【実質マイナス改定】

今回の改定率は、診療報酬本体+0.73%、薬価等▲0.63%、全体で+0.1%の引き上げとされているが、消費財増税分を考慮すると、実質▲1.26%と6年ぶりのマイナス改定となった。

【税と社会保障の一体改革を反映した改定】

改定内容は、急性期入院からの早期退院、入院から在宅・看取り、医療から介護へと露骨な点数配分が行われ、「税と社会保障の一体改革」を推進する観点から社会保障費の抑制を色濃く反映したものとなっている。

《医科の主な改定項目》

【初・再診料】

消費税増税対応分として、診療所は初診料+12点、再診料+3点、病院の外来診療料は+3点となった。

【地域包括診療料 (加算)】

主治医機能の強化として、「地域包括診療料」(1503点・月1回)が新設。多くの点数が包括であり、登録医制度に結びつく危険性もはらんでいる。診療所と200床未満の病院が、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の四疾患のうち、二つ以上を有する患者が対象で、年齢制限はない。

診療所では、①在宅療養支援診療所、②時間外対応加算1を算定、③常勤医師3人以上、のすべてが求められておりハードルが高い。

再診料の加算「地域包括診療加

算」(20点)の対象は診療所のみで、①在宅療養支援診療所、②時間外対応加算1または2を算定、③常勤医師3人以上、のいずれか1つを満たす必要がある。

【診療情報提供料】

歯科医療機関連携加算(100点)が新設。支援診・支援病の医師が、口腔機能管理の必要性を認め在宅療養歯科診療所に情報提供を行った場合に算定する。

【強化型支援診・支援病】

強化型支援診・支援病の実績要件について、過去1年間の緊急往診が10件以上、在宅看取りが4件以上に引き上げられた。また、連携している場合にもそれぞれの医療機関で緊急往診4件以上、看取り2件以上が求められる。

【訪問診療】

訪問診療を実施する場合、患者または家族等の署名付の同意書を作成した上でカルテに貼付する。

また、同一建物居住者について、

「往診患者」「末期の悪性腫瘍で訪問診療開始60日以内の患者」「死亡日から遡り30日以内の患者」は減算除外。なお、訪問診療日における当該医師の在宅患者診療時



